

第1条から第26条まで (略)

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

第27条 条例第101条第3項に規定する公表の対象となる防火対象物は、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 条例第101条第3項に規定する公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

(公表の手続)

第28条 条例第101条第3項に規定する公表の手続きは、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) とちぎ広域消防事務組合ホームページへの掲載

(2) とちぎ広域消防局及び前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物が存する区域を管轄する消防署の掲示板

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地

(2) 前条第2項に規定する違反の内容(当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。)

(3) その他消防局長が必要と認める事項

3 消防局長は、公表中の違反が是正されたことを確認した場合は、当該違反に係る内容を削除するものとする。

第29条から第30条まで (略)

附 則 (平成28年3月18日)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第27条及び第28条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、帯広市火災予防規則(昭和61年帯広市規則第31号)、北十勝消防事務組合火災予防規則(昭和61年北十勝規則第5号)、西十勝消防組合火災予防条例施行規則(昭和61年西十勝規則第9号)、南十勝消防事務組合火災予防条例施行規則(昭和61年南十勝規則第2号)、東十勝消防事務組合火災予防条例施行規則(昭和62年東十勝規則第9号)又は池北三町行政事務組合火災予防条例施行規

則（平成2年池北三町規則第1号）（以下これらの規則を「旧条則」という。）の規定に基づきなされた処分、手続き、その他の行為は、施行日においてそれぞれこの規則の相当する規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日の前日までに、旧条則に基づく様式により行った、又は行っている手続については、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。この場合において、旧条則に基づく様式については、所要の修正を行うことができるものとする。